

家綱將軍初期（慶安四年四月より万治三年）における幕府記録類について

小宮木代良

はじめに

江戸幕府記録類の研究には、未検討の課題が多く残されているが、とりわけ、前期幕政におけるそれは、原本史料の残存が少ないこともあって立ち後れている。幕政後期、文化六年から天保期にかけて作成された『徳川実紀』（以下『実紀』）編纂過程において用いられた幕府記録類の分析は、そうした隘路を突破する可能性を有している。筆者は、家光政権期（寛永九年～慶安四年三月）における幕府右筆所日記の分析を中心これまで前期幕府記録類についての考察を進めてきた。^①だが、それに続く家綱政権初期は、「御実紀成書例」^②にも「明暦より前は目録多半毀ちたり」とされ、幕府記録類の成立・伝存の画期となると思われる。本稿では、この家綱將軍初期（慶安四年から万治三年）の幕府記録類について、現存のもの、かつて存在したが現在未確認のものも含めて確定し、今後の前期幕政記録類研究の一里塚としたい。

一 実紀編纂過程における記録類の引用実態

1 稿本の作成

内閣文庫において、『柳營日次記』（以下『日次記』）として分類整理されている一群の記録類は、『実紀』作成過程における編纂稿本としての意

味を持つ。現目録で整理されている『日次記』は明暦二年分以降（表紙打ち付け書きに「廿七」等の通し番号を有し、「～年録」の副題を持つ）であるが、現目録で『（江戸幕府）日記』として分類してある明暦元年分二冊（内閣1633—203）は、内題に「御日記」とある以外は、全く同じ体裁・様式であり、『日次記』のグループに入れることができある。^③また、同様に慶安元年から承応三年分にかけての十四冊（内閣163—204全八冊・内閣151—118—3—4・内閣165—62全二冊・内閣163—207全三冊）は、現在の整理分類では、四種の別々の日記として扱われているが、同体裁（同文様の表紙・大きさ同じ）で、かつ表紙に打ち付け書きで「廿六」と共通して書き込んであり、詳細は後述するが、『実紀』編纂稿本としての共通の性格を持つ。同様のことは、『寛永日記』（内閣163—180）にも言えるが、ここでは、家綱初期のものに限定して検討する。

まず、明暦元年～万治三年の『日次記』について、本文太字が書き込まれた後、細字で追記の書き込みがあり、それには「紀記」・「尾記」・「水記」・「奥日」・「承明記」などの引用書目注がついたものもあれば、明暦三年以降については無注記のものもある。『日次記』と『実紀』における引用注を対照すると、『日次記』の太字部分と細字無注記部分は、『実紀』でとともに「日記」とされている。そして、注記のある細字部分の「紀記」

は、「実紀」では「紀伊記」、「尾記」は「尾張記」、「水記」は「水戸記」、「奥日」は「御側日記」、「承明記」は「正慶承明記」と対応する。詳細は後述するが、結論を先に述べると、この明暦元年分以降の『日次記』本文無注記太字部分と共通の記載を持つ幕府日記写本群がある。これらの写本の淵源となつた日記の存在を仮定し、仮に幕府日記Aと呼ぶこととする。そして、細字無注記部分についても、これと一致する幕府日記群がある。これは、別稿で明らかにしたように、幕府書物方に預けられていた寛永八年から元禄十二年まで（ただし途中承応元年から明暦二年分は欠ける）の「右筆所日記」を引用したものである。

次に、承応元年分稿本（内閣151-118-1-2）は、表紙に「紀水記」とある。無注記の太字を書いた後、「紀記」・「承明記」等の注記のついた細字書き込みがなされている。「実紀」引用注と対照すると、無注記太字は「尾張記」（例外的に二月八日・三月十五日・三月十七日・三月十九日・四月五日分のみ「日記」となっている）、細字追加部分への注記の「紀記」は「紀伊記」、同「承明記」は「正慶承明記」の記述部分に対応する。

承応二年分（内閣165-62全一冊）は、表紙に『三家記』とある。本文は、太字部分と細字の追加書き込み部分に分かれるが、承応元年分と異なるのは、無注記の太字はほとんどなく、ほとんど全ての太字部分の右肩に、「三記」・「尾水」・「尾紀」・「紀水」・「尾記」・「紀記」・「水記」・「御日記」（十二月の間のみ）と付してあることである。対応する「実紀」引用注の表記は、それぞれ「三記」→「三家記」、「尾水」→「尾張記」及び「水戸記」、「尾紀」→「尾張記」・「紀伊記」、「紀水」→「紀伊記」及び「水戸記」さらに七月分のみ「紀水記」との引用注、「尾記」→「尾張記」、「紀記」→「紀伊記」、「水記」→「水戸記」、「御日記」→「日記」となっている。そして、さらに細字追加部分への注記「水」・「紀」・「尾」・「承明記」を引用したものである。

記」・「御日記」には、「実紀」の引用注の「水戸記」・「紀伊記」・「尾張記」・「正慶承明記」・「日記」の部分が対応する。

承応三年分（163-207全一冊、以下『承応三年御日記』）は、「御日記」との内題を持つ。前半冊（一月～六月）と後半冊（七月～十二月）では、注記のされ方が大きく異なる。前半部分の本文太字部分は、承応元年分同様に殆ど無注記である。これに対して、後半部分の本文太字部分は無注記のものはいくつかのみで、殆ど「両記」・「尾」・「紀」のいずれかの注が付けてある。そして「実紀」引用注との対応関係は、太字無注記部分は「日記」・細字「紀」は「紀伊記」、細字「尾」は「尾張記」、細字「両記」は「紀伊記」と「尾張記」、細字「奥日」は「御側日記」、細字「承明記」は「正慶承明記」となっている。後半部分を見ると、細字部分の引用注は「紀」・「尾」・「奥日」・「承明記」のうちいずれかである。「実紀」との関係は、太字部分引用注「両記」→「紀伊記」及び「尾張記」、太字部分引用注「紀」→「紀伊記」、太字部分引用注「尾」→「尾張記」、細字部分引用注「紀」→「紀伊記」、細字引用部分注「尾」→「尾張記」、細字引用部分注「奥日」→「御側日記」、細字引用部分注「承明記」→「正慶承明記」となっている。

ここで、承応元年より三年分の稿本としての『紀水記』・『三家紀』・『承応三年御日記』と、その完成した形としての『実紀』を比較すると、それぞれの引用注記が必ずしも一対一には対応していないことが分かる。例えば、承応元年の『紀水記』本文の無注記部分は、「実紀」においては、ほとんど「尾張記」として引用されながら、一部「日記」としても引用されている。また、『三家記』の太字部分引用注を見ると明らかのように、「三記」とは、「尾張記」・「紀伊記」・「水戸記」の全てに共通して引用されて

いるということであり、「紀水」は「紀伊記」と「水戸記」の両者に共通して引用されているということであるが、「実紀」への引用注付記にあたり、「承応二年のみ『三家記』という名称の単独の記録があるかのような扱いであり、「紀水」は、七月部分のみ「紀水記」という單一の引用史料があるかのごとくに扱われている。つまり、「承応期の『三家記』等をもとした『実紀』の作成にあたって、必ずしも統一した引用記述等の原則があつたとは思われない状況を推測できる。

同様に、「承応三年御日記」の前半太字無注記部分は「日記」とされており、「承応元年『紀水記』」の太字無注記が「尾張記」とされていたこととの違いを説明することができない。「承応期についての稿本類の作成についても、『日次記』同様に、最初に太字部分を書いた稿本が存在し、後に、それと「紀伊記」・「尾張記」・「水戸記」との対応関係及び要補足部分を書き足していくという確認校正作業の手順を経ないとすれば、「承応二年『三家記』」に典型的に見える太字右肩の「三記」・「紀水」・「尾水」・「紀」等の注記は、その確認作業の跡を忠実に書き記したものといえる。これに対しても、「承応元年や承応三年前半の太字部分への無注記は、それがなされていない結果とも言える。問題は、「実紀」への引用注付記の際、一方は「尾張記」、一方は「日記」とされてしまつたように、予想外に杜撰な結果を生んでいることである。

では、最初に写された太字部分は、本当はどの記録にあたるのだろうか。承応元年分が「紀水記」という表題を持ち、注記は細字の「紀」しかないことを考へると、当日記無注記太字部分こそ「水戸記」にあたるのではないかと推測できる。したがって、ここでは、承応期全体のベースとなつた記録が「水戸記」であった可能性を提示しておく。そう仮定すると、「承応三年御日記」後半太字への「両記」という注記も、ベースとなる「水戸記」以外の「両記」つまり「尾張記」と「紀伊記」を指すと考

えることができ、この部分に「水」の注記がないことも理解できる。

次に、慶安元年から四年までのそれは、十冊（内閣163—204—1～10）から成るが、本文の太字部分は、「実紀」では「日記」とされていて、この時期の「日記」については、別稿で明らかにしたように、明暦三年以降の『日次記』細字無注記書き込み分同様、「右筆所日記」を引用したものである。慶安二年から四年分にあたる第四冊から十冊には、「紀」と「水」の引用頭注を有する細字の書き込み部分が共通してあり、慶安四年後半部分にのみ「尾」の引用頭注もある。なお、第一冊から第三冊には「御実紀調所」印がある。

以上をまとめ、「日次記」太字部分を中心に検討していくと、「実紀」編纂の稿本作成の過程でまず中心史料とされたのは、家綱初期の部分については、慶安四年分が「右筆所日記」、承応元年から承応三年分が「水戸記」を中心とする「紀伊記」・「尾張記」等の御三家関係の日記、明暦元年以降は幕府日記Aであるが、明暦三年以降については、「右筆所日記」も対校補足して用いられている、ということになる。「右筆所日記」は、宝永元年に表右筆方から書物方に九棹の簞笥に分けて預けられているが⁽⁴⁾、その時の箱書きは、寛永八年から正保元年分までの日記を入れた第一箱、正保二年から慶安四年分日記を入れた第二箱の後、第三箱は明暦三年から寛文三年分のみとなっており、すでに承応元年から明暦二年までの分の日記が欠けていた。そして、この欠けている部分は、「実紀」稿本における「右筆所日記」の引用の欠けている部分と一致する。

2 「殿中御沙汰書」と「御用部屋」 日記

文化期に幕府書物奉行であった近藤重蔵がその間の知見をまとめた『好書故事⁽⁵⁾』では、「守重接ニ、日記トイフモノ、世ニ伝フル所ハ、明暦ヨリ今ニ至ルマデ殿中御沙汰書ナリ、御文庫ニ、寛永ヨリ元禄宝永ニ至ル御日記アリ、俱ニ内外記ナリ」とある。後者の寛永から宝永に至る「御日記」

が、その残存分の期間及び書物方（御文庫）にあるとしていることから、「右筆所日記」のことを指しているのはほぼ間違いない。では前者の明暦以降の「殿中御沙汰書」とは何だろうか。日記の開始時点が共通することから幕府日記Aとの関係が疑われる。以下に、「殿中御沙汰書」と幕府日記Aの関係について検討したい。

「殿中御沙汰書」とは、江戸時代後期におけるものについては、毎日江戸城内において廻状等の形で回覧される儀礼や任免・面謁・賞罰等に関する情報（「御沙汰」）を、各部署や坊主等が実務上の必要から書き留めたものである。⁽⁶⁾ 幕政前期においても、早い段階からそうしたものが作られ、制度的にか私的には別としても、相当流布していた可能性が高い。松浦静山の『甲子夜話』⁽⁷⁾にも「殿中日々の行事を坊主衆など記せるを、御沙汰書と称して家毎に秘蔵し、或は機密に係る有司などに知る人ある者は、何月何日何の事を、よくよく聞けば御沙汰書と相違せりとて怪しむ人多し、是尤笑ふべし、一体御沙汰書と云は、殿中の御沙汰の聞及べるを私に書留しと云ことにて、実の御日記などの類には無きなり、夫故坊主衆や諸役所の同心などが写し伝るなり、從来屹としたことにては無き筈なれば、間違いあるは其通のことなるを、その所にさへ氣の付かぬと云うは余り敷こと也」との認識が述べられているように、少なくとも近世後期には、一般に流布していたものである。

一方、そうした情報を発する中心にある老中の御用部屋等が、江戸城内全体に周知させるべき情報を自ら蓄積する中で、「殿中御沙汰書」と同質の情報を含む「御用部屋日記」を作つていったであろうことは容易に推測される。事実そうした日記と思われるものが多く現存する。⁽⁸⁾ 江戸城中における「御用部屋」は貞享元年に始まり、天和元年に表右筆と分離した奥右筆がそこにおける文書作成等を管掌していた。それ以前は、老中は将軍御座之間近くの奉行所さらには御座之間の三之間もしくは相之間に詰めて諸

事を相談・決済していた。したがって貞享元年以前は「奉行所日記」とでも呼ばなくてはならないが、取り敢えず、幕府年寄・老中を中心とした江戸城中枢部署の記録という意味で、「（御用部屋）日記」と仮に呼んでおく。

文化六年から七年にかけての『実紀』編纂関係の文書を林述斎が書き留めた『御実紀調所之記』によれば、文化六年三月編纂作業開始時点での方針は、「御右筆所表奥御日記少々宛邦之助宅江下ヶ編集ニ可相加箇条、書拔仕、跡本と順ニ引替候様仕度候」とある。その後、右筆所奥日記の利用は許可されなかつたが、表日記を、成島司直（邦之助）が奥右筆詰之者詰所へ出向いて一覽することになっている。また、文化七年六月の増員要求のための途中経過報告では、「御用編集物之儀ニ付見合之為、表御日記・諸家系譜一覽仕候儀、伺済候通ニ付、邦之助事、奥御右筆所相詰候ニ階江罷出、一覽仕、要用之ケ條書抜、又ハ右編集之草稿持參仕、引合校訂等仕候」とあり、奥右筆詰所二階で、「表御日記」等を「一覽」し、「要用」ヶ所の書き抜きと、「編集之草稿」を持参しての「引き合わせ」や「校訂」をしたとしている。ここにいう「表御日記」・「奥御日記」・「編集之草稿」が、これまで検討してきた『実紀』稿本作成過程の諸日記のどれに対応するのか。「編集草稿」が『日次記』等の太字（幕府日記A）を書いた段階のものであるとすれば、それへの「引き合わせ」や「校訂」に用いられたという「表御日記」は「右筆所日記」にあたる可能性が高い。先述のごとく寛永八年から元禄十二年までの「右筆所日記」は、宝永元年以降書物方に預けられていたことが明らかであるが、残りの元禄十三年以降分については、おそらく右筆所に保管されていたはずである。したがって元禄十三年以降分の『日次記』細字無注記部分に用いられた「右筆所日記」には、文化六年当時右筆所にあったものが使われた可能性が高い。対して、元禄十三年以前の部分については、当時書物方に預けてあったもの

を使う必用が生じた。『幕府書物方日記』（以下「書物方日記」）によると、文化七年三月には、表右筆組頭から書物奉行に対し、預け中の「御日記」長持取り調べの申し込みがなされている。

『実紀調所之記』の中で、林述斎・成島らは『実紀』本編の作成に関連して、以下のように述べている。

本編の方ハ申さハ 殿中御沙汰書を調直し候も同様之儀ニハ御座候へ
共、其分も可成丈ケハ邦之助老人ニ而取調可申候得共、夫ニ付、見合
ニ仕候書籍等写取又ハ書抜候品も數多く御座候（以下略）
すなわち、「殿中御沙汰書」の調べ直しとの認識があり、そのための「御右筆所奥表御日記」の箇条書き抜きが必要であった訳である。そして、「御日記」の成島毛下げが許可されず、奥御日記の閲覧が許可されなかつたことに対する反論として、以下のように述べしている。

都而御日記ハ宅下ヶ不相成、奥御日記之儀者容易に一覽も難被差許事
之由、被仰聞承知仕候、併、御実紀之儀ハいつれ年月日を追ひ認不申
候ハてハ書籍駄ニも不相叶、世上通行之御沙汰書ヲ以間違之事も其儘
可差置道理も有之間敷奉存候、

以上から推測すると、成島らの「編集草稿」は、彼らの表現における「殿中御沙汰書」同様のものであると認識されていた。現存する『日次記』は、幕府日記Aを太字部分として作った草稿に、細字で「右筆所日記」による校訂・補足がなされているが、これは、太字部分＝幕府日記Aを、成島の表現における「殿中御沙汰書」同様のものと考えれば、成島・林の述べる作成状況と一致する。さらに、先の近藤重蔵の認識も、明暦以降のもとのとしての「殿中御沙汰書」を指し示している。

なお、「奥日記」は、後述する「御側日記」のことを指すと思われる。『日次記』には細字で書き込みがある。文化七・八段階では閲覧が拒否されているが、後に閲覧をゆるされたものと思われる。

ところで、『実紀』完成後（天保一四年）に作られた「御実紀成書例」（以下「成書例」）を見ると、「恭しく編集する所の歴朝実紀は、史局の日録を根拠と」したが、「されど明暦より前は日録多半毀ちたり、よりて西城日記および世につたぶる残編断帙をさくり、家牒野史をもてこれを補ひ、彼是を校正し虚実を審定して、ようやく一代の大体をなす」としている。史局とは右筆所のことである。まず最初に明暦以降の「史局の日録」を用いての草稿本が作られ、そこに、「残編断帙」その他を用いての補足、校正が加えられたということである。これまでの検討結果から、この「史局の日録」が幕府日記Aであることは間違いない所であろう。幕府日記Aは、「史局の日録」すなわち右筆所にあつた明暦以降の日録＝「（御用部屋）日記」の少なくとも良質の写本を用いたものであった。だが、文化七・八年の林述斎・成島司直の表現では、これを「殿中御沙汰書」や「世上通行之御沙汰書」同様とし、同じ頃の近藤重蔵も「殿中御沙汰書」と呼んでいた。成島等は、「世上流布の殿中御沙汰書」と「（御用部屋）日記」の両者の区別に無頓着であったということになる。先にも述べたように、「殿中御沙汰書」も「（御用部屋）日記」も、「殿中御沙汰」をもとにしている点で、共通した記事内容を持ち、また中期以降になると月毎に御用部屋のメンバー一や月番を提示するなど、かなり似通った様式を持っている。したがって両者の写本が流布する場合、それを区別しなかったことが考えられる。実際、後期の「（御用部屋）日記」を「殿中御沙汰書」と呼んでいる例は多い。また、「（御用部屋）日記」の写本が、世上に流布していたことは、後述の例からも多かつたと思われる。だが、現段階で両者を混同して呼ぶことは、一方では『甲子夜話』のように、「殿中御沙汰書」が、幕府各部署や城坊主のメモしたのも含むと認識しているため、無用の混乱を招く。部局や御城坊主等により個別に作成されたものは「殿中御沙汰書」と呼び、それと区別して、初期の老中を中心とした奉行所や貞享元年

以降の御用部屋で作成されたものは「(御用部屋) 日記」と呼ぶことが妥当だろう。後述するように、実際に『実紀』稿本作成に用いられたと思われるものは、右筆所にあつた「(御用部屋) 日記」原本にかなり近い写本であつた。むしろここでは、成島等が、そうした良質の「(御用部屋) 日記」写本を編集草稿の土台に用いながら、それを「殿中御沙汰書」と同一視し、その史料としての正確さに対してもあまり確信を持っていなかつたということに注目しておきたい。

六年十月より八人)の協力で進められているが、文化六年四月の作業開始から、同七年六月までの延べ勤務日数は、成島を除く出役の分だけで計千六百十二日分になっている。¹⁰⁾

以上の検討から、幕府日記Aというこれまでの仮称を、今後は「(御用部屋) 日記」と呼び替えることとする。先稿において、筆者は、「日次記」太字部分(=幕府日記)を、「史局の日録」と呼んだが、『成書例』にいう「史局の日録」という表現は曖昧であり、必ずしも「(御用部屋) 日記」の部分に限定している訳ではなく、「右筆所日記」その他を含意している可能性も否定できない。また、「史局の日録」という表現は、この『成書例』以外にはない一般性に乏しいものである。よって、「日次記」太字部分についてでは、今後はより明確な「(御用部屋) 日記」という呼び方にする」ととする。

以上の考察より、「実紀」稿本の作成は、家綱初期に關していくはまずそれぞれの時期に応じての土台（太字部分）の作成（その場合慶安四年分は「右筆所日記」、承応元年から同三年分は「水戸記」明暦元年以降は「御用部屋」日記）がなされ、次に再度「右筆所日記」・「尾張記」・「紀伊記」・「水戸記」・「御側日記」・「正慶承明記」を用いての校正・補完を行うという手順でなされたものと推測される。分業もなされているようなので、この作業が全対象期間について統一した基準を守って行われたかについては疑問もある。家綱初期に即して再確認しておけば、「御用部屋」日記」は、承応三年以前分がほとんど欠けており、「右筆所日記」は、承応元年から明暦二年分が欠けていたということである。また、このようないいえ紀」作成事情の前提として、寛政期に松平定信によつてなされた幕府記録蒐集作業の中で「御日記」てふものも、明暦の前半とあらかく、ことに灰燼の余なりしかば、御三家にあんなる視聴日録の類、又ハ榎原・酒井など

3 稿本作成作業の実態

明暦元年分の『日次記』には、各月分毎に「藤十郎」による写完成の時（二月分は「五月十四日写」、三月分は「五月十六日写」、八月分は「七月十六日写」、九月分は「七月二十二日写」、十一月分は「五月二十四日写」、十二月分は「五月二十八日写」と、「邦之助」・「藤十郎」による校了の日時（二月分は五月二十二日、三月分は五月二十八日、八月分は六月十日、九月分も六月十日、十一月分は七月二十日）が記してある。「藤十郎」は不明であるが、「邦之助」は、成島司直である。年次がわからないので、いつ作成されたかは分からぬが、『日次記』作成のペースと体制が窺われる。さらに、この作業には成島以外に出役数名（当初五人、文化

4 「実紀」完成段階における記録の追加

灰燼の余なりしかば、御三家にあんなる視聴日録の類、又ハ榎原・酒井などが家にあるところ之旧記を探出し、御用部屋に備へし也」(『字下人言』)とされていることも注目しておく必用がある。「視聴日録」とは、「水戸

4 「実紀」 完成段階における記録の追加

家綱初期分の『実紀』稿本においては、「(御用部屋)日記」・書物方保保ら「右筆所日記」・「尾張記」・「紀伊記」・「水戸記」・「御側日記」が中心史料であった。完成した『実紀』においては、これに、さらに十数種の記録・日記・「寛明日記」・「一田録」・「曾我日記」等の記録、「寛永系図」・「政重修譜」等の家譜類、「憲教類典」・「条令」等の法令集等がある。すな

わち、『巣有院殿御実紀』校閲の始まる文政五年以前までに、これだけの史料が「御実紀調所」で調査され、編纂に用いられていくことになる。このうち、かなりの部分は、必ずしも文化六年以降ではなく、それ以前より蓄積されており、とりわけ寛政期の松平定信による幕府古記録類の蒐集開始は重要な役割を果たしていた。前出『宇下人言』に示された作業が注目される。また、文化六年三月九日の実紀編纂開始にあたっての林述斎・成島司直連名伺の中に「世上流布之記録類ニ而も、実説多キ品ハ見合候事可有之候、尤、是迄大学頭手ニ而記録御用之方ニ出来候分ハ申ニ不及」とされている「記録御用」の作業も、寛政期に始まるそれを指すと思われる。

二 家綱初期分の「(御用部屋) 日記」系統諸本の伝存について

(1) 一橋家本「御日記」—明暦元年より万治三年

全体は、明暦元年より文政四年に至る分三百五十五冊である。¹³⁾作成・伝來の経緯を示す史料は未詳であるが、内容が『日次記』太字本文とほぼ一致すること、かつその時期が、明暦元年より始まることから、『日次記』作成の中心史料としての「(御用部屋) 日記」の良質の写本である可能性がきわめて高い。「一橋御書目目録」¹⁴⁾には、明暦元年から文政十一年分までとあり、計四百六十冊が当初残されていた。

(2) 内閣文庫御実紀調所本型—明暦元年より万治三年分 (①163-206全三冊—明暦元年から万治元年六月・②163-213全一冊—万治元年七月から万治三年、③220-341-1—明暦元年・220-341-4—万治元年七月から閏十二月)

このうち、①と②には、「御実紀調所」印がある。①のうち第三冊(明暦三年前半分)と②(万治元年後半から同二年分)表紙には、「正斎本」とあり、近藤正斎の所蔵本を実紀作成過程で写したものであったことが分かる。また、①にはさらに細字の書き込みがある。③は、多門櫻乙本¹⁵⁾であ

るが、かなりの省略が見られる。

(3) 内閣文庫「(柳堂) 日録」—明暦二年より万治三年 (163-214全四冊・163-202全三冊)

全体は、明暦二年分から天明五年分までである。但し、かなり簡略化してある抄写本である。修史館作成「記録異同考」では、水野忠弘からの献上本とされる。

(4) 姫路酒井家本「江戸幕府日記」—①明暦二年後半部分、及び、②万治元年より三年分の冊

内容は、一橋本よりも粗く、抜粋本に近い。

(5) 松岡辰方旧蔵本「御日記」—明暦元年より万治三年

内容は一橋本に同じ。全体では明暦元年から安永九年分まで残る。¹⁶⁾松岡辰方の蔵書目録である文政九年の「松岡蔵書目録」にも存在が確認されている。さらに、同目録では、加筆を含め、続けて寛政以降の「御沙汰書」が元治期まで記されているが、「(御用部屋) 日記」そのものを、こう呼んでいる可能性が高い。

(6) 南菴文庫山名旧蔵本「明暦御日記」—明暦元年から三年

「山名氏蔵書」印等がある。

現存を確認した「(御用部屋) 日記」系写本は以上の六点であるが、『実紀』編纂時期に「(御用部屋) 日記」写本がどれだけ存していくかについて見てみよう。文政七年の①「記録解題」、及び同じ頃の②「記録目録」、③「昌平坂御記録目録」、④文政八年の「官庫書目」では、それぞれ、①明暦九年(文政六年)の「年録」二百二十三冊、②明暦元年(文政六年)「年録」二百二十九冊、③明暦元年(文政六年)「年録」二百二十九冊、④明暦元年(文政三年)「年録」一百十七冊、が昌平坂に藏されていたことを記している。¹⁷⁾これらは、全て同一のものを示すと思われる。すなわち、『実紀』作成に林述斎をはじめ昌平坂関係者が深く関与しており、最終的

(天保十四年以降)には昌平齋管轄となつたことからも、「日次記」編纂過程において作成された「(御用部屋) 日記」の写しがこれである可能性がきわめて高い。これだけのものが、單なる「殿中御沙汰書」系統のものであるとは考えられず、史局=右筆所にあった「(御用部屋) 日記」に書きめて近い写しである可能性が高い。

このように、「実紀」稿本たる「日次記」作成中心史料としての「(御用部屋) 日記」の明暦以降分について、近世後期に多くの写本が作成されている。この段階で、单なる「殿中御沙汰書」だけからではない「(御用部屋) 日記」からの写本作成が複数行われた可能性が高い。これと、従来から流布していた「殿中御沙汰書」が入り交じり、近藤重蔵等に見られた両者の混同が生じやすい状況にあつたともいえる。ここに示したものうち、(1) や (2) は、「(御用部屋) 日記」原本に近い位置にあるものと考えられる。

三 「御文庫」保管「右筆所日記」系統諸本の伝存について

(1全) 多門櫓乙本—うち明暦三年後半から万治元年前半分 (内閣220

—341—2—明暦三年七月から十二月・内閣220—341—3—万治元年一月から三月・内閣220—341—4のうち万治元年四月から六月分)

現存する書物方 (II 「御文庫」保管の「右筆所日記」(以下「右筆所日記」)については、別稿でも述べた。慶安四年分についてはそちらを参照していただきたいが、家綱初期分については、この本のみしか確認できていない。「日次記」の細字無注記分は明暦三年から始まっているので、少なくとも「実紀」作成の頃には、「右筆所日記」は、さらに明暦三年前半分も存在していたと思われる。なお、この一連の多門櫓乙本は、承応元年分冊の「一」から文化六年分の「百三十六」まで通し番号となっている

が、「右筆所日記」系の日記だけではなく、「(御用部屋) 日記」系のもの、さらにはそれ以外のものと混成になつてある。「日次記」作成過程との関連が推測される。

ところで、「右筆所日記」は、別稿で述べたように、その作成自体が目的化しており、儀礼的な意味を持っていた。作成には言葉の選択を含めて慎重さが求められ、奉行所・御用部屋も含む江戸城全体の各部署の毎日の記録・文書等を、右筆所において大目付・目付等の確認を受けながら一日の記録としてまとめたものである。したがって、「殿中御沙汰」をもその中に含むという意味では、当然、先の「(御用部屋) 日記」の記事と重なる部分があり、一方、繼飛脚記事等右筆独自の記録も多い。「実紀」作成にあたり、この「右筆所日記」が、奉行所・御用部屋の実務と並行して作成・蓄積された「(御用部屋) 日記」の記事と併せて(寛永八年から慶安四年は中心記事として、明暦三年以降は相互補完記事として)引用されることとなるのである。^[18]

四 明暦大火の影響について

「(御用部屋) 日記」の承応三年分以前、及び「右筆所日記」の承応元年から明暦二年までの部分は早い段階から存在しなかつた。この理由については、『成書例』等も繰り返しているように、明暦大火(明暦三年一月)が大きな要因として考えられるが、ではなぜ、前述の「(御用部屋) 日記」だけは明暦元年から一年の分も伝来しているのだろうか。また、「右筆所日記」も、どうして寛永八年から慶安四年の分だけは、残っていたのだろうか。

明暦大火前後頃当時の幕府内における日記の作成と保管の状況について、明確に示すことのできる史料は未見であるが、この二種の日記が火事の直前には、どれだけ存在し、かつどのような保管がなされていたか、そ

して火事に際してどのように避難の処置がとられたかが問題となる。

まず、「右筆所日記」については、少なくともこれが現存する寛永八年分からの作成されていたことはいうまでもない。一方、「(御用部屋)日記」については、作成開始時点を明暦以前のどこまでさかのばれるかについて推測することは難しい。「殿中御沙汰」がいつごろから恒常に江戸城内に流されるようになったのかにもよるが、「右筆所日記」に、寛永九年のものから「殿中無別条」という一つ書きが見られ、これが「殿中御沙汰」が出されなかつた日を反映する記載(但し、それ以外の記事情報を持つ「右筆所日記」の同じ日には別の一つ書きがある)であると考えれば、この頃からとも考えられる。だが、それをまとめて蓄積し、留書の日記形式のものを奉行所自身において作り出したのは、現物が残る明暦元年以降であったのかもしれない。或いは、明暦三年の大火が契機となり、それまで散逸していたが各部所に残っていた明暦元年・二年分の「殿中御沙汰書」に遡って日記形式のものを作成し出した可能性も推測できる。

次に、明暦の大火においてどのような措置がとられたかについて参考となる史料を示す。

『日次記』 同年十二月二十五日

一、当春御本丸炎上之時、御具足出申輩へ金銀被下之、

(中略)

日記持出候ニ付

黄金武枚

御右筆 大河内市郎右衛門

この記事は、火事場から、右筆大河内朝綱(当時二十四歳)により「日記」が持ち出されたことを示している。「右筆所日記」は、承応元年から

明暦二年分までが欠けている。「右筆所日記」自体は、右筆所において毎日作成・部屋内に常置されていたものであるから、この間については明暦

大火によって焼亡したと考えるのが自然だろう。慶安四年分以前の「右筆

所日記」は、焼けた部分の日記とは異なり、当時すでに現用ではなかったために、持ち出しやすい形式にまとめられていたとすれば、大河内が持ち出したものが、まさに慶安四年以前の日記であった可能性も否定できない。なお、「吉良家日記」(書陵部藏)の卷一・卷二は、右筆所日記の抜き書きであるが、そのうち慶安四年の次の項には「辰年・午年・巳年・未年・申年、右之分日記焼失也」とある。辰年から申年は、承応元年から明暦二年にあたる。焼失の事実とその範囲を明示している点で注目される。これに対して、「(御用部屋)日記」は、まだ明暦当時右筆所の管理下にはなかったのではなかろうか。初期においては、老中を中心とした奉行所における記録の管掌がどこであったのか必ずしも明確ではない。ここで、参考となる史料を示す。

① 一橋家本「御日記」明暦三年十二月二十五日記事より

金三両宛 日記方 恵三 正悦 慶儀 恵林 長古 清喜

右六人情入御奉公相勤ニ付被下之

② 「葉隱聞書」元禄十三年の鍋島光茂卒去記事より。

光茂公御他界のとき、御香奠の義、御老中御詮義に、近年御並方の御

大名の例無之、御悔の御奉書被遣候迄に相極居候、其比、村山長古と申者、御城坊主久敷御出入仕、娘は寂光院様へ被召仕、此御方より御出入ぶちなども被下置候にて候が、御城にて日記役柴田助左衛門殿え申候は、私は古き者にて、鍋島家へ久しく出入仕候、古信濃守殿卒去の時分、御香奠拌領と覚居申候、明暦三年にて候、御日記御覽被成たく旨申候付て、御改候処に、長古覺の通にて候、

③ 一橋家本「御日記」明暦三年三月二十九日記事

上使阿部豊後守

銀子三百枚

是父信濃守死去為御香奠也

松平丹後守

①の長古が②の村山長古であるとする、問題となつてゐる記事が、まさに③の「(御用部屋) 日記」系写本にあることから、明暦三年当時、後世「(御用部屋) 日記」の一部となる記録に御城坊主が関与していたことが推定される。また、元禄十三年段階では、日記役右筆柴田勝則がこの日記を保管している。すなわち、御用部屋設置以前の「殿中御沙汰」の記録に關わる業務に、明暦三年ころにおいては御城坊主が関わっていた可能性があるということである。そして、元禄十三年段階に至ると、右筆保管であつたことが明確である。それまでの間、天和元年に右筆は奥と表に別れ、貞享元年に奉行所が廃止され御用部屋が設けられてから、奥右筆部屋・表右筆部屋も定められており、こうした機構整備の過程で、奉行所(=御用部屋)に關わる日記の管理・作成も右筆に移されていったことが推測できる。いつ右筆所に御用部屋日記(あるいは奉行所日記)の管掌責任(作成責任と管理責任それぞれについて)が移ったかは正確なところは未だ確定できない。

五 「尾張記」・「紀伊記」・「水戸記」・「奥日記」(御側日記)

等の伝存について

『日次記』細字追加部分の中心記事となつていて、「尾記」・「紀記」・「水記」・「奥日記」及び「正慶承明日記」について、その慶安四年四月以降分から万治三年分までの『実紀』への引用状況と伝存を確認する。

(1) 尾張記

家綱初期における『実紀』への引用注は、慶安四年から明暦三年分まで連続してあるが、万治年間分はない。単独での尾張日記の伝来本は管見の限り確認していない。先に述べたように、『実紀』稿本における引用注に「尾」となくとも『実紀』には「尾張記」と引用注をふつてている場合がある。尾張藩史料を確認することが必要である。

(2) 紀伊記

家綱初期における『実紀』への引用注は、慶安四年全体・承応二年全体・承応三年は二日分(三月五日・十一月十一日)のみ・明暦元年は一月から六月分までのみ・明暦二年全体・明暦三年全体までである。ただし、先述のことく、承応元年と同三年分については、稿本から『実紀』にまとめられる段階で見落とされた可能性がある。現存する単独の写本としては、内閣文庫『視聴日録』(1655-3)は、元和六年から寛永五年・同七年・同八年・同九年(うち二月から五月分のみ)・同十四年(一月から二年から四年分に「紀記」として書き込んである。

『南紀徳川史』緒言には、紀州藩の表右筆日記方において、「君上ノ出入朝儀幕府ノ公務尾水三卿初メ大小侯伯ノ交誼礼節内外吉凶ノ儀式典礼等一切之ヲ先規例格ニ照査調理以テ日々施行ノ事ヲ筆シ」「之ニ幕府日々ノ御沙汰書、今ノ官報ノ如キモノニテ日々御城附ヨリ提出ス元御城留ト云、ヲ加ヘテ一日之日記トナス、(中略)此日記ハ寛永ノ初ヨリ明治維新迄然継続シ來テ一ヶ月ヲ一巻トナシ紀州・江戸互ニ謄本ヲ備ヘ凡武百四十年間ノ巻数三千余巻」であったが、維新の際に「割裂或ハ水火ニ投」ぜられたとある。この紀州藩表右筆方日記と、『実紀』で引用された「紀伊記」の関係を今後追究する必要があるが、とりわけ、江戸城内の情報をそのまま記した「御沙汰書」(=「殿中御沙汰書」)に発する、紀州藩日記の材料としての「御城留」に注目する必要があるだろう。

(3) 水戸記 視聴日録

家綱初期における『実紀』への引用注は、慶安四年全体・承応二年全体・承応三年は二日分(三月五日・十一月十一日)のみ・明暦元年は一月から六月分までのみ・明暦二年全体・明暦三年全体までである。ただし、先述のことく、承応元年と同三年分については、稿本から『実紀』にまとめられる段階で見落とされた可能性がある。現存する単独の写本としては、内閣文庫『視聴日録』(1655-3)は、元和六年から寛永五年・同七年・同八年・同九年(うち二月から五月分のみ)・同十四年(一月から

五月分のみ)・承応二年分の写本四冊であり、中川忠英旧蔵本である。さらに元和六年から寛永八年分までの二冊本(1651-71)もある。また、「紀伊記」同様、内閣本『寛永日記』や『慶安日記』に「水戸日記」や「水記」として書き込んである。安政五年の写本である毛利家伝來の『寛永日記』⁽²¹⁾にも「視聴日録」が多く引用されている。

この日記の関連写本は、水戸徳川家関係史料を見ることが必要である。現在彰考館に伝来する文政十三年小宮山昌秀作成の水戸家記録写⁽²²⁾では、承応元年から同三年にかけての分の「視聴日録」が伝存していたことが確認できる。この目録には、「水戸家御城附筆記」との説明が付してある。「紀伊記」同様、これらの日記は、江戸城詰めの家臣が記録した「殿中御沙汰書」を中心とした記録であったと思われる。すなわち、「尾張記」も含めて、御三家にあった記録は、共通して「殿中御沙汰書」をベースとして含んでいた。したがって、結果的に、その『実紀』に反映された記事内容は、「(御用部屋) 日記」のものと共通していた訳である。

なお、前述の「字下人言」では、寛政期に松平定信は、「御三家にあんなる視聴日録」に注目している。そして享和三年には、書物方において、若年寄堀田正敦の命により、「新規御本仕立」となった「視聴日録」廿二冊が東御蔵に収められている。

(4) 奥日記=御側日記

家綱初期における『実紀』への引用は、承応二年・明暦元年・明暦三年・万治元年から三年分である。『日次記』では「奥」として細字引用されている。この時期の中心的な記録の一つであるが、現存する該当日記は管見の限り見出しえていない。先の『御実紀調所記』では、文化六・七年当初には、閲覧が許されていないが、後に許可されたものと推測される。家綱の側衆は、承応二年九月に任命された牧野親成・久世広之・内藤忠吉・土屋数直の四名に始まる。『実紀』引用の御側日記もこの後数ヶ月後

に始まるので、彼らの記録である可能性が高い。

(5) 正慶承明日記

家綱初期における『実紀』への引用は、承応元年から明暦三年にかけて三十件である。内閣文庫に、明治十二年に彰考館本と校合した一冊本(内閣150-128)があり、「記録解題」に既に登場している。作成経緯等は不明であるが、内容は後述の「寛明日記」や「天享吾妻鑑」と同系列のものである。

小結

以上は、「日次記」作成段階で本文太字や無注記細字「日記」に引き続いだ追加された幕府記録である。したがって『実紀』作成段階においてはかなり早くから引用史料として念頭に置かれていたものと言える。

このうち、(1)から(3)の尾張徳川家・紀伊徳川家・水戸徳川家の記録に基づくものは、承応元年から同三年分について重要な意味をもつ。しかも、その内容は、一方でそれぞれの家の江戸における独自の記録を含みつつも、殿中御沙汰書的なものを共通して含むという点で、「(御用部屋) 日記」と同様の江戸城中日々の記録を復原できるものであった。

奥日記についても同様の基本史料たりうるが、これらについて現存する伝本があまり多く存在しないため、今後、さらに調査を進める必要があるだろう。

六 最終段階での実紀引用記録類について

『日次記』に引用されず、「実紀」作成の最終段階において引用がなされたと思われる記録の、家綱初期(慶安四年四月(万治三年))における『実紀』への引用状況と、現存する写本の確認を行う。

(1) 公儀日記

家綱初期における『実紀』への引用は、承応元年五十七件・同二年五十

件・同三年二十二件・明暦元年七件・同二年十八件・同三年十二件・万治元年六件・万治二年七件・万治三年三件分である。現存するのは、記録御用所旧藏本十一冊（内閣163—197）がある。これは、本来正保二年四月一日に始まり寛文五年十一月十日まで続く十六冊本であったが、第六冊から十冊までが行方不明となっているため、現在は明暦元年から寛文元年分までが欠けている。徳川公爵家本『実紀²³』では、「公儀日記」の引用注の一部は、「榎原日記」と書き換えられている。現存する日記冒頭の正保二年四月一日の記事では、「予去廿九日着府、則今日御目見」とある。この日に御目見得している大名の中に、姫路城主榎原忠次がおり、忠次の死去するのに、日記の終わる半年前の寛文五年三月であることからも、「公儀日記」が、榎原忠次と関係深い日記であることは容易に推測できる。榎原忠次は、寛文四年に家光までの徳川氏の事績記録を集めた『御当家紀年録²⁴』の編者として知られているが、先の『宇下人言』にあつた「榎原などが家にあるところ之旧記」は、この『御当家紀年録』のみならず、「公儀日記」も含んでいたのではなかろうか。

内容は、基本的には、「公儀日記」という表題のごとく幕府関係のできごとを記録したものとなつておらず、時折、冒頭同様に「予依亥病不出仕」等の忠次個人の行動も挟み込まれて、それが忠次の個人的な記録であることを思わせる構成になっている。だが、その記録全てが榎原忠次本人の日記であったとの結論を出すには、少々疑問もある。かなりの部分で、当該日の記事に「後聞」という形で、間接的に聞いたできごとの記事が記されている。したがつて、別に、元になる（複数の）幕府日記をもとにして、忠次日記に擬した記録を作ったという可能性も残る。

「承応元壬辰日記」（内閣2220—343）の記事とは、かなり共通のものがあり、あるいは、両者の共通に元本とした承応元年の幕府日記が存在した可能性もある。

(2) 寛明日記

家綱初期における『実紀』への引用は、慶安四年から明暦三年にかけて二十九件の記事がある。伝本は、内閣文庫本をはじめとして、多くのものが伝存流布し、「寛明事跡録」の別称もあるが、ほとんど天保以降の写本である。天保以降、毛利家本『寛永日記』や、水戸藩編年史等にも引用史料として用いられている。幕府書物方ににおいては、享保十二年以降に「寛明録」が数度出納されているが、この二十冊本の「寛明録」が「寛明日記」とおなじものであるかどうかは確認できない。もっとも古い写本の存在を示すのは、延享三年に近快が「寛明日記」を抜粋した本の存在を示す識語（天保六年伏見孝憲写本²⁵）である。さらに書物方では寛政元年八月二日に「寛明録」二十冊と同時に「寛明事跡録」七十一冊が松平定信に提出されている。七十一冊本「寛明事跡録」は、今伝存する「寛明日記」と同系統のものである。そして、これと二十冊本「寛明録」の関係について、当時の奥右筆も疑問を抱き、寛政五年八月五日に両者について「日録」への記載を確認している。天保十三年五月六日の「書物方日記」では、「寛明事跡録」は寛政二年八月二日以来、「寛明録」は同八年四月三日の松平信明御用以来の長期貸し出し本となつていていることが確認できる。

全体の内容は、寛永元年から明暦三年までの幕府に関わる記事であるが、複数の雑史的史料を含みつつ、寛永八年一月から七月九日分及び同九年一月・六月・七月分については、明らかに「右筆所日記」を用いている。「殿中御沙汰書」的なものの使用も含め、複数の史料をもとに享保期ころまでに編纂されたものであろうか。

(3) 曽我日記

家綱初期における『実紀』への引用は、承応元年分六件、同一年分二件、万治三年分三件である。記録御用所旧藏五冊本（内閣165—14）は、寛永十六年から寛文八年分までであるが、連続してはおらず、家綱初

期分では、承応三年分・明暦元年分・同一年分が欠けている。他に、中川忠英旧蔵六冊本（内閣165—90）がある。また、「御徒士頭無名氏之記」（一名寛正慶記）という題にした寛永十六年から慶安三年までの四冊本（内閣165—63）もある。内容は、幕府御徒士頭の記録であり、将軍御成等への警備・扈從にあたった徒士頭の職務にそって、將軍の動向が詳しく記されている。なお、書名は、寛永十六年から慶安元年まで同職にあつた曾我包助の日記という意味である。

（4）一田録

家綱初期における『実紀』への引用は、承応元年分一件、同二年分二件、同二年分五件、明暦元年分三件、万治元年分二件、同二年分二件となつていて、伝存する写本としては、内閣蔵「人見私記」（150—118）付録「一田録」五冊がある。構成は、「桜田記」四冊（承応元年—延宝八年）と「神田記」一冊（承応元年—天和三年）から成るが、前者は家光次男綱重及びその子で宝永元年に六代将軍となる綱豊（家宣）家、後者は同三男で延宝八年に五代将軍となる綱吉家の日記であり、日記名は、両者の屋敷名にちなんだものと思われる。綱重—綱豊家の「桜田記」に関しては、中川忠英旧蔵本の「甲府日記」（内閣165—75）十一冊本があり、欠本が多いが同内容である。

「書物方日記」によれば、延享元年十月三十日に「桜田日記」長持五棹の記事があるのが初見である。桜田屋敷にあつた蔵書類については、山本武夫氏の研究²⁷がある。それによると、蔵書は、宝永元年に甲府綱豊が将軍世子として江戸城西丸に入つてからしばらくは、桜田邸に残されたままであり、新設された西丸書物奉行によって宝永六年の家宣将軍就任まで管理され、その後、本丸書物奉行の管理に移っている。そして、文庫自体が桜田邸から江戸城本丸に移されたのは、正徳二年であった。「桜田日記」もそうした蔵書類と共に移動したのではなかろうか。そして、延享三年九月

から十二月にかけては、「桜田日記」・「神田日記」が奥右筆を通じて貸し出されている。寛政三年六月、「右筆所日記」を松平定信の命で目付中川忠英が調べた際、同時に「桜田日記」についても調査がなされている。この時は、初めより十年分として慶安五年（＝承応元年）分から万治三年分までの計二十冊が中川へ貸し出されている。その後も寛政六年にかけて、寛文期・延宝期・天和期・貞享・元禄期の桜田日記を逐次借り出し、その写を御日記写懸り徒士目付組頭神尾安左衛門等に作成させている（寛政五年四月十四日「書物方日記」）。これは、先の「甲府日記」の享和三年の識語にあつた「予嘗て甲府君之家史若干を写す、然れ共、百余年を経て残闕不少、殊ニ長歎すへしと雖も、亦時勢之昇格事実之簡煩を知るの用も亦不思ひ難得の史也、後世慢に門外に出す事勿れと云」に関連するものと思われる。当時確認された総冊数は、慶安五年から元禄十六年まで計百四十冊である。注目すべきことは、「右筆所日記」と同様に、寛政期の松平定信主導の記録調査の中心に据えられていることである。

その後、文化十四年の書物方の「楓山貴重書目」には、「桜田御殿日記長持」の存在が記され、明治二年の静岡藩上申に「桜田御殿日記四六八冊」が記されている。現在それらに該当するものは確認できていない。

（5）天享吾妻鑑

家綱初期の『実紀』引用は、慶安四年（四月以降）二十六件、承応元年十九件、承応二年十件、明暦元年一件、明暦二年三件、明暦三年一件である。昌平齋旧蔵本七十四冊本（内閣150—53）が現存する。本来七十五冊三百七十八巻本で、天文十一年から享保十一年までの徳川氏の事績を中心にしてまとめられたものである。作成事情等については未詳であるが、その内容のうち、寛永元年から明暦三年分までは、「寛明日記」にほぼ一致する。共通の原本の存在を推測させる。

（6）年録

家綱初期の『実紀』には、明暦二年より万治三年にかけて七十一件が引用されている。

『日次記』において、太字本文で「欠」の注記のある部分が、そのまま『実紀』では「年録」として引用されている。この「欠」は、『日次記』太字の「(御用部屋) 日記」を「右筆所日記」と対校した時に、同じ記事が「右筆所日記」にはなかったという場合につけられている。すなわち、「(御用部屋) 日記」(=年録)のみに根拠を有するという意味で、このようないい引用注になつたと考えられる。

(7) 家譜・寛永系図・寛政重修譜・譜牒余録

『御実紀調所之記』の文化六年三月の林述斎・成島連名の編集方針同の中に、「諸家之儀ニ付、詮索不仕候ハて難叶事も御座候節者、家々之系譜所江当り候儀も可有之候、右ニ付候而ハ堀田豊前守并ニ取扱候大目付目付江兼而被仰渡置被下度奉存候」とある。そして、翌年三月には、実際に大目付・目付の許可を得て、「諸家系譜」や「先祖書」を「いろは」順に成島宅へ借りだしている。

① 家譜 家綱初期の『実紀』引用は、慶安四年三件、承応元年四件、承応二年一件、承応三年二件、明暦元年四件、明暦二年三件、万治二年二件である。この「家譜」が、先の「諸家系譜」等をさすのかどうかは検討を要する。

② 寛永系図 家綱初期『実紀』引用は、承応元年二件、承応二年四件、承応三年四件、明暦元年二件、明暦二年四件、明暦三年二件、万治元年三件、万治二年四件、万治三年二件である。「書物方日記」の寛政四年から五年にかけて、目付中川忠英へ数度「寛永系図」を出納している。これも、「桜田日記」等と同様、寛政期の松平定信主導の記録調査の一環と推測される。そして、『実紀』編纂開始一年余後の文化七年十月には、成島司直が、数冊ずつ確認や借り出しに訪れている。

③ 寛政重修譜 家綱初期『実紀』引用は、承応元年一件、承応二年二件、万治二年一件、万治三年一件のみである。「寛政重修諸家譜」は、文化九年に完成しているので、『実紀』作成の初期においては、まだ完成せず、同時並行に編纂されていたものである。

④ 譜牒余録 家綱初期『実紀』引用は、明暦元年二件のみである。「書物方日記」の文化七年十月、及び文化八年七月には成島が調査のため一部を借りだしている。

(8) 吉良家日記

家綱初期『実紀』への引用は、慶安四年二件(四月二十日・同二十二日)・承応元年五件(一月五日・四月十九日・四月二十五日・九月二十一日・十二月二十三日)・承応三年一件(閏六月十九日)のみである。この日記は、現在、書陵部本(207函-340号)があり、高家吉良氏の記録であるが、儀式を中心記録してある。第一・第二冊は右筆所日記から抜粋した「大目録」となっており、寛永八年から天和二年分までである。そして第三冊から第二十七冊までが慶長十四年より元禄十五年までの勅使下向関係を中心とした儀礼の記録となっている。『実紀』に引用された部分も儀礼関係の部分が多い。

(9) 慶万覚書・万天日録・明万日記・明暦日記

① 慶万覚書 家綱初期『実紀』引用は、慶安四年二件、承応二年二件、万治二年二件、万治三年一件である。内閣文庫に「(慶万日記)」(内閣165-156)一冊が伝存するが、関係は不明。

② 万天日録 家綱初期『実紀』への引用は、万治元年八月此月一件のみである。「書物方日記」の寛政元年八月一日には、「東武実録」・「寛明録」・「寛明事跡録」とともに、「万天日録」六十三冊が出納されている。また寛政三年五月十五日には、松平定信から返却されている。内閣文庫等に伝写本が伝わる。万治元年から天和三年の幕府記録である。

(3) 明万日録 家綱初期『実紀』への引用は、万治元年一件、万治二年三件、万治三年一件のみである。伝来本未詳。

(4) 明暦日記 家綱初期『実紀』への引用は、明暦元年二件、明暦一年一件のみである。伝写本未詳。

(10) 承応年中行事

家綱初期『実紀』への引用は、承応元年十九件（一月一日・同二日・同三日・同五日・同六日・同七日・同十一日・同十四日・同十五日・同二十八日・同三月三日・同二十九日・同三月一日・同三月三日・同二十九日・七月七日・同十五日・八月一日）・承応二年一件（一月十一日・三月一日）である。その名の通り、江戸城中の儀礼が中心である。伝存本は未詳。

(11) 将軍宣下記

家綱初期『実紀』への引用は、慶安四年七件（八月十八日・同二十二日・同二十五日・同二十六日・同二十七日・九月一日・同五日）である。江戸城に朝廷からの勅使を迎えての家綱への一連の将軍宣下儀礼を記録する。内閣文庫を始め、数種の伝本がある。

(12) 正雪一件・朝鮮人来朝記・武藏鏡

ともに、特定の事件に関わる記録である。

① 正雪一件 家綱初期『実紀』への引用は、慶安四年三件（七月二十三日・八月十日・七月二十七日）である。いわゆる慶安事件に関わる一件記録である。東大史料本「駿府書状留書状 由比正雪一件」（4140・5-2-1）表紙には、「寛政六寅年於駿府写之」の識語本をさらに天保十三年に写したとある。『実紀』に引用された「正雪一件」も、これと同様に、おそらく駿府にあった書状留から書き抜かれたものが使われたのではないかと思われる。

② 朝鮮人来朝記 家綱初期『実紀』への引用は、明暦元年十件（六月

二十四日・八月二十一日・同二十八日・十月一日・同七日・同十日・同十八日・同二十一日・同二十六日・同二十八日）である。すべて明暦元年の朝鮮通信使に関わる一件記録である。内閣文庫に伝本がある。

(3) 武藏鏡 家綱初期『実紀』への引用は、明暦三年一月十八日・同十九日の二件。明暦大火に関する物語としての「むさしあぶみ」は、浅井了

意著の木版本がすでに寛文元年に刊行されている。『実紀』編纂時にも、明暦大火に関する史料的価値が認識されていたといえる。

(13) 法令集—憲教類典・条令（拾遺）・令条記・大成令・武家厳制錄

① 憲教類典 家綱初期の『実紀』への引用は、慶安四年二件（四月二十一日・八月八日）、承応二年一件（二月七日）、承応三年一件（二月二日・五月十八日）、明暦元年三件（二月十一日・八月一日・十二月此月）、明暦二年一件（五月十六日）、万治元年一件（八月一日）万治二年一件（六月此月）万治三年一件（二月二十九日）である。『憲教類典』は、近藤正齋により慶長期から寛政までの幕府法令類がまとめられ、寛政十年に献上されたものである。『書物方日記』では、文政元年十月五日に「憲教類典編集ニ付、御実紀御用之方江増員被仰渡」れており、翌十一月四日には、目付方で作成された同本の写しが貸し出されている。すなわち、『実紀』作成にあたり、参考資料とするための、さらなる増補がはかられないと推測される。内閣文庫本等が現存する。

② 条令 家綱初期『実紀』への引用は、承応二年（閏六月十八日・九月十一日）・承応三年（三月五日）・明暦元年（八月一日・九月四日）明暦二年（五月此月）である。また、「条令記」として明暦三年二月九日分がある。現在、「条令」は、内閣文庫の四冊本（180-23）等があるが、内容は、それぞれ朝廷関係・農政関係等部門別にまとめた慶長五年から寛文四年までの法令であり、『実紀』引用のものとは対応関係にある。他に、田安家旧蔵本もある。

③ 条令拾遺 家綱初期『実紀』への引用として承応元年一月四日分がある。現在内閣文庫本（180—28）と田安家旧蔵本が確認されている。田安家本を検討した山本英二氏の研究により「条令拾遺」は前述の「条令」の拾遺として文政期ころ作成されたものと推定されている。³³⁾

④ 令条記 家綱初期『実紀』への引用は、慶安四年一件（十二月二十日）・承応三年一件（十一月十三日）・明暦元年二件（一月十一日・十月十三日）・明暦三年一件（十二月二十八日）・万治三年五件（七月十七日・十月二十二日・十一月八日・十一月十三日・十月此月）となっている。「書物方日記」では、享保十二年に日光社参時の法令を調べるため、当時の奥右筆坂原定賢に「令条記 四之巻」一冊が貸し出されているのを初めとして、享保二十年三月には、家綱代の法度書等の調査の際に、「寛明録」第十四冊より二十冊とともに、「令条記」全十五冊が提出されている。また、寛保二年七月二十九日の「武徳大成記」編集不備につき火中し、大坂陣記録等を再調査すべしとの八代将軍吉宗の命を受け、寛保二年七月二十五日から寛延元年二月晦日まで「記録御用」のために諸本（諸家書付・大樹寺旧記・創業記考異・玉露叢・家忠日記増補・駿府政事録）が林信充宅に宅下げとなった中にも、「令条記」十五冊が含まれている。吉宗期に既に、「令条記」がかなり注目されていたことを示している。さらに、寛政四年十一月十九日から同五年八月五日にかけて、奥右筆秋山維祺が、「令条記」十五冊を、「慶長以来諸法度」とともに出納している。秋山は、この時「寛明録」と「寛明日記」の違いを問い合わせし、文化元年八月三日には、若年寄堀田正敦の命を受けて「桜田日記」を調査している。おそらく、この秋山の関係した一連の調査は、大きくは『実紀』作成につながる動きと見ていいだろう。なお、文化期より後頃の編纂と推測される『重訂楓山御書籍目録』には、故事類の部に、「令条記」十二冊が掲げられている。現存する写本は、「令条記」・「御当家令条」等の表題で伝わっており、慶長二年から

元禄九年までの法令を含む三十七巻、総目録一巻本（内閣・東大等）として、「近世法制史料叢書」に活字化もなされている。前出家綱期『実紀』引用部分とも全て一致する。正徳元年の序によると藤原親長なる人物によって編纂されたとある。「書物方日記」に出てきた蔵本との巻数等の相違はなお検討の余地もあるが、吉宗期以前に作成されていた同一系統写本であることは間違いない。

⑤ 武家厳制録 家綱初期における『実紀』への引用は、慶安四年一件（十二月二十八日）・承応三年一件（八月二十五日）・明暦二年一件（五月九日）・万治二年五件（三月此月・五月十七日・八月一日・九月五日・十一月一日）・万治三年一件（八月二十三日）である。また「武家厳制録補」の名称で承応元年八月十四日に引用がある。全体の内容は、慶長五年から元禄十六年までの幕府法令中心で、諸種の伝本がある。³³⁾また、「近世法制史料叢書」にも活字化されている。

⑥ 大成令 家綱初期における『実紀』への引用は、慶安四年一件（七月此月・十一月此月）・承応元年一件（三月此月・四月此月）・承応二年三件（一月此月・閏六月二十七日・九月此月）・承応三年二件（二月十八日・十二月此月）・明暦元年四件（三月此月・八月此月・十一月此月・十二月此月）・明暦二年二件（二月此月・五月此月）・明暦三年六件（二月三十日・三月此月・四月此月・六月此月・八月此月・九月此月）・万治元年二件（十月此月・十一月此月）・万治二年五件（一月此月・八月此月・十一月此月・十二月此月・十一月十三日）・万治三年六件（一月此月・二月此月・三月此月・五月此月・六月此月・九月此月）・万治元年二件（十月此月・十一月此月）・万治二年五件（一月此月・八月此月・十一月此月・十二月此月・十一月十三日）・万治三年六件（一月此月・二月此月・三月此月・五月此月・六月此月・九月此月）である。寛永から寛保までの幕府法令を類纂してある。成立事情は不明であるが、吉宗期における私撰とする説がある。昌平饗旧蔵本等が内閣文庫に伝存し、『内閣文庫所蔵史跡叢刊』に影印がある。

家綱初期『実紀』への引用は、慶安四年から万治三年にかけて六十三件分がある。また、他に二件だけ「藩翰譜備考」の引用がある。「藩翰譜」は、周知のように、新井白石が、延宝八年までの大名の家伝由緒を集成したものである。

(15) 武野燭談

家綱初期『実紀』への引用は、慶安四年三件（四月二十日・同二十一日・七月二十七日・八月十六日）・明暦二年一件（八月十六日）である。宝永六年成稿のもので、家康から綱吉期に至る将軍・大名・旗本等の三言行録である。流布本が多い。

(16) 玉露叢

家綱初期『実紀』への引用は、明暦二年十月十三日一件のみである。

「書物方日記」では、早くから注目されており、享保十二年八月には、先述の「寛明録」や「令条記」とともに、「玉露叢」全二十一冊が出納されている。さらに享保二十年三月に、明暦二年のことを調べる御用があり、「玉露叢」のうち、十三・十四の合巻一冊を奥右筆鶴川八右衛門に提出している。また前述寛保二年七月二十五日の「記録御用」のための林家毛下賀資料の内にも入っている。流布本が多い。全体の内容は、慶長三年から寛文十一年までの記事を日記体にまとめたものである。

七 実紀に引用されなかつた重要な幕府記録類について

(1) 承応元年より三年分の記録

「（御用部屋）日記」及び「右筆所日記」の両者に欠けていいる承応元年から同三年分の幕府記録については以下の通り。

① 承応元壬辰日記（内閣220—343）多門櫓乙本の内、通し番号の「一」にあたる。前出「公儀日記」のこの年の分の毎日の記事は全て「後聞」で始まる形式であるが、無記事の日と記事のある日は完全に一致

し、かつ互いに若干の加工・省略はあるが内容は同じである。「公儀日記」と共通の原本の存在を想定できる。多門櫓乙本の冒頭にあり、以下の乙本は、「右筆所日記」系統本や「（御用部屋）日記」系統本を文化六年分まで混在させて集めたものであることから、文化六年以後のある時点では、幕府記録を一括して集めようとした試みの中で、「右筆所日記」も「（御用部屋）日記」もどちらもない年次について、第三の記録を探索した結果のものであると推測される。

② 内閣文庫淀本——慶安四年・承応元年（内閣163—208）淀稻葉家の旧蔵本。①本と重なる承応元年部分については、あまり共通性はない。また、「紀伊記」・「尾張記」・「水戸記」や「二田録」とも別系統である。

③ 姫路本承応二年日記 前半（春・夏）は天候記載がなく、後半（秋・冬）には「廿六日戊子天晴」のような天候記載がある。この天候記載様式は「公儀日記」と同じであるが、記事内容の相關関係は低い。

(2) その他

島原松平家本「日記」（正保四年より享保七年）と明治大学刑事博物館蔵内藤家本「幕府日記」（慶安三年より天和三年）のうち家綱初期の部分は、かなり共通の記事を含む江戸幕府日記であるが、「（御用部屋）日記」系日記でも「右筆所日記」系日記でもない。また、「公儀日記」系でも「寛明日記」系でもない。さらに、「紀伊記」・「尾張記」・「水戸記」や、「桜田記」・「神田記」等との相関関係も低い。また、江戸市中の刃傷事件や、大名等の死亡記事に詳しい。近世前期のある時点（元禄から享保の間）において、当時集められる史料をもとに編纂されたものである可能性が強い。ただし、根本史料としての「殿中御沙汰書」の存在も否定できない。そうした意味では「寛明日記」や「天享東鑑」と共通する性格である。したがって、その内容や構成等の分析を中心に、今後、検討していく

くべき記録である。

結びに替えて—今後の家綱初期幕府記録の調査と整理について—近世前期幕府記録研究における位置づけ—「殿中御沙汰」への注目

以上、家綱初期の幕府記録を、「実紀」編纂時点を起点として見通した。その結果、家史や法令集、一件記録は別として、「(御用部屋) 日記」、「右筆所日記」、「尾張記」・「紀伊記」・「水戸記」等の基本記録、さらに「公儀日記」、「寛明日記」・「天享東鑑」・「正慶承明日記」と同系列、「桜田記」・「神田記」等の準基本記録の存在が明らかになった。これらの記録は、あくまでも『実紀』編纂の時点での家綱期幕府記録の伝存形態であり、家綱期時点における史料の発生実態を忠実に反映したものではない。

家綱期当時において江戸城中情報を記した記録の発生を考える時、本論中でも述べた「殿中御沙汰書」の存在が注目される。前述のように、江戸城中で実務上の必要性（人事の周知・賞罰の告知・儀礼通行路の確保等）から廻状・触状・書付等の形で各部署・関係者に伝達された儀礼（御目見得・年中行事その他）・任免・賞罰・上使派遣等に関わる情報（＝御沙汰）は、必要に応じて書き留められていった。御用部屋（貞享元年以前は奉行所）は、そうした情報を発する場所としても機能し、結果として「殿中御沙汰書」に酷似した毎日の日記（「(御用部屋) 日記」等）を作成・蓄積していた。したがって、この「殿中御沙汰」の「書き留め」としての「殿中御沙汰書」は、御用部屋だけではなく、情報を受け取り、毎日「書き留め」を作った主体の数だけ存在していた筈である。その筆頭が、当時江戸城中に常駐していた御三家の御城附であり、また家綱期においては、将軍家綱の弟たる綱重と綱吉の家臣たちであった。彼らが作成した「殿中御沙汰書」（当時、そう呼んでいたかは別として）がもととなつて、それに自家の記事を併せ、「尾張記」・「紀伊記」・「水戸記」、或いは「桜田記」・「神

田記」が作成されていった可能性は高い。こうした意味で、「水戸記」等の毎日の記事にしばしば表記される「殿中（宮中）無別条」は、「殿中御沙汰」が別段伝達されなかつた日を反映していると推測される。そして、それ以外にも毎日の「殿中御沙汰」を記録できる位置にあったものや、御三家等の記録を借りることのできた第三者が、多様な幕府日記を編纂することは可能であった。「(御用部屋) 日記」 자체は、幕府要路者以外には公開されていなかつたと思われるが、「殿中御沙汰書」の形では広く流布していた。このような「殿中御沙汰書」をもとに比較的近世前中期（寛文～享保頃）に作られた可能性のあるものとして、榎原忠次の関与した可能性のある「公儀日記」の「後聞」で始まる部分を中心としたものや、作成者の「寛明日記」・「天享東鑑」・「正慶承明日記」、あるいは、『実紀』には引用されていないが、島原松平家本「江戸幕府日記」や延岡内藤家本「幕府日記」がある。さらに、「(御用部屋) 日記」や「右筆所日記」のない承応元年分の日記としてあげた「承応元壬申日記」にしても、「殿中御沙汰書」を共通の根本史料としているからこそ、「公儀日記」の「後聞」の記事と、記事のある日及びない日が一致すると考えられる。

以上のように考えると、老中等の運営する奉行所（＝御用部屋）から出される「殿中御沙汰」が、日々の江戸城内情報の中心であるという意味から、それを奉行所自体で記録した「(御用部屋) 日記」も、右筆がそれを中心に他の情報も交え正史としての記録性を意識しながら毎日作成した「右筆所日記」も、御二家御城附やその他の江戸城内の各主体が取捨選択しつつ記録した諸種の日記も、全て共通の性格を有するということになる。ただし、共通であるにも関わらず、相互を子細に比較すると、情報を受け取った、或いは記録した主体ごとに、同一の事件を扱っていても、記載内容や用語の選択、ニュアンスが微妙に異なることが多い。そこから何が読みとれるかも、相互の幕府日記の性格の違いを明らかにした上で可能

となる幕府日記による政治史理解の新しい段階への道の一つであろう。今後、調査を進める中で、「殿中御沙汰」を書き留めたものが、さらに発見されることを期待したい。とくに近世前期のそれについて、意識的に見出す努力が必要であろう。⁽³⁴⁾

〔注〕

- (1) 小宮木代良「『御実紀』引用『日記』の検討—江戸幕府記録類の解明のために」—日本歴史486、一九八八。同「初期江戸幕府記録分析のための覚書」『近世近代史論集』、一九九〇。同「家光政権『將軍親政』の再検討」『近世日本』の政治と外交』一九九三。同「幕府記録と政治史像」—『新しい近世史①』新人物往来社、一九九六。
- (2) 新訂増補国史大系『徳川実紀』第一編所収。
- (3) 小宮一九八八年論文で、『日次記』の範囲を承応三年からとしたが、本稿本文のように、明暦元年からにあらためる。
- (4) 小宮一九八八年論文参照。
- (5) 『近藤正斎全集』第三、一〇八頁。
- (6) 南葵文庫旧蔵本「江戸幕府沙汰書」（東京大学総合図書館蔵）は、書き抜きであるが、正徳元年から慶応三年にかけてのものを含む。作成部局の明確なものとしては、江戸城天守番文久三年分の「殿中御沙汰留」（東大史料蔵）、モンベツ御用所安政三・四・五・六年の「殿中御沙汰留」（北海道文書館蔵、及び函館市立図書館蔵）がある。モンベツのものは、江戸城本丸御殿内のはば七八日間分の人事情報をを中心とした情報を書いた「殿中御沙汰書」が三～四ヶ月かけてモンベツ御用所に届けられ、それを、さらに抜き書きしたものである。
- (7) 『甲子夜話』巻四七（平凡社東洋文庫321、一五六頁）。
- (8) 現内閣文庫蔵の旧多門櫻蔵の日記約五百冊のうちには、「（御用部屋）日記」と「右筆所日記」の両方がある。（福井保「江戸幕府日記」—吉川弘文館「国史大辞典」2、小宮一九九六論文参照）。
- (9) (10) 東京大学史料編纂所蔵、4140. 5—63。
- (11) 東大史料蔵謄写本（2044-296）。
- (12) 「徳川実紀校閲記」（新訂増補国史『徳川実紀』第十編付録）。
- (13) (14) 東京国立博物館蔵10337。および同館蔵219-129。
- (15) 小宮1988論文参照。
- (16) 宮内庁書陵部蔵、四五〇函一九号。小宮一九八八年論文参照。
- (17) 以上の目録、全て内閣文庫蔵。
- (18) この点に関して、小宮一九八八年論文の註46においては、「一つの推測」として、「右筆の下書きや手覚え的な性格の強い右筆所日記と、それをもとに作成され、より公的な性格の強い『史局の日録』（『史局の日録』という名称は、本稿では、「御用部屋」日記）にあらためた」という位置づけを仮に提示した。だが、小宮一九九六年論文でのべたことからも明かなように、この両者の関係は、むしろ入れ替えて考えた方がよい。すなわち、実務の結果として出てきた「（御用部屋）日記」と、より正式、儀礼的性格の強い「右筆所日記」という関係である。
- (19) 栗原荒野校注「校註葉隱」。
- (20) 南紀徳川史刊行会編「南紀徳川史」第一冊一頁～四頁、堀内信誌。
- (21) 明治大学附属図書館蔵。
- (22) 水府明徳会彰考館蔵「家乘略」第四冊。
- (23) 新訂増補『国史大系』本の『徳川実紀』の校訂に用いられている。詳細は、丸山一郎「徳川公爵家本徳川実紀について」（新訂増補『国史大系』月報16）参照。
- (24) 横原家本等がある。同本を用いて、児玉幸多編『御当家紀年録』（集英社、一九九八）が刊行。松尾美恵子氏・藤實久美子氏による解題がある。
- (25) 『茨城県史』史料編。

- (26) 東北大狩野文庫本。
- (27) 山本武夫「桜田文庫と西丸書物奉行」『日本歴史』189、一九六四。
- (28) 内閣文庫蔵。
- (29) 国立公文書館蔵「公文録」所収。
- (30) 内閣文庫。静嘉堂文庫。宮内庁書陵部。島原松平文庫。神宮文庫。
- (31) 山本英二『慶安御触書成立史論』(日本エディタースクール出版部、一九九
- 九) 参照。
- (32) 太田晶一郎本。『大日本近世史料幕府書物方日記八』に付録として掲載。
- (33) 近世法制度書本の解説参照のこと。
- (34) その場合、大名家における伝存に注意したい。